

令和4年第20回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年12月14日(水)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) 検討事項について
(3) 委員会での発言取り消しについて
(4) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午後1時30分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

まず会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、こんにちは。

12月議会も残すところ最終日ということですが、最終日の追加議案があるということで、皆様にお集まりいただきました。

本日は、議題が四つございますが、議題1を終了した後、議会運営委員会を1回休憩いたしまして、全協終了後にまた再開して、議題2、3、4というふうに進めていく予定でございますので、よろしく願いまして挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、令和4年第4回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

市から提案いたします案件は、白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が4件、契約の締結について1件、令和4年度一般会計ほか5会計の補正予算に関わる案件が6件の合わせて11議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより、令和4年第20回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 お疲れさまでございます。

令和4年第4回市議会定例会に追加提案を予定しております議案の概要について御説明をいたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案第13号 白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

白井市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬をそれぞれ月額5万円引き上げるものです。

施行期日は令和5年4月30日を予定しております。

続きまして、議案第14号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえて給与改定を行う一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を考慮し、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、令和4年12月期の期末手当の支給月数を2.225月分から2.325月分に改定するものです。

また、令和5年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等化するものです。

施行期日は公布の日を予定しておりますが、令和4年12月1日からの適用としております。

支給割合の均等化につきましては、施行期日が令和5年4月1日としております。

なお、本議案14号から議案第16号までにつきましては、11月15日に開催をお願いしました議員全員協議会で詳細の御説明をさせていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続きまして、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表及び勤勉手当の改定並びに令和4年度の会計年度任用職員の報酬の特例等を定めるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、給料表の改定。そして、初任給及び若年層の給料月額を平均で0.3%引き上げるもの。

勤勉手当の改定として、令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.95月分から1.05月分（再任用職員にあっては0.45月分から0.5月分）に改定するものです。

また、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期で均等化するものです。

令和4年度の会計年度任用職員の報酬の特例として、会計年度任用職員について、令

和5年3月31日までの間、改定前の給料表を適用するように読み替えをおいたものでございます。

施行期日として、公布の日を予定しております。

なお、給料表の改定は令和4年4月1日から、勤勉手当の改定は令和4年12月1日から適用することとしております。

支給割合の均等化については、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

令和3年の千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、55歳を超える職員の原則昇給停止に対する経過措置を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容としまして、55歳を超える職員の給料について、勤務成績が標準である場合も1号給昇給できることとしてきた経過措置を廃止するものです。

施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第17号 契約の締結について。所管課は都市計画課となります。

継続費（仮称）富士公園整備工事（R4）の契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

内容は、富士地区に一時避難場所となる防災機能を備えた近隣公園を整備するものです。

契約目的は、継続費（仮称）富士公園整備工事（R4）。

工事場所は、白井市富士129番1、（仮称）富士公園。

工事期間は、本契約議案の可決を得た日の翌日から令和6年2月28日まで。

契約方法は、一般競争入札となっております。

契約金額は、3億3,616万円。

契約の相手方は、船橋市本町一丁目3番1号、東日本都市開発株式会社、代表取締役伊能 博となっております。

なお、本件につきましては、この後、開催されます議員全員協議会で詳細を御説明する予定でございます。

続きまして、議案第18号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第10号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,974万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億5,020万7,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、国及び県から交付される出産・子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦及び子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備するために市が実施する出産・子育て応援事業の所要額を計上するものです。

それから、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い人件費を補

正するものです。

繰越明許費として、「出産・子育て応援事業」について、事業の実施期間が令和5年度に渡るため、繰越明許費を設定するものです。

なお、本件につきましても、この後開催します議員全員協議会で詳細を御説明する予定でございます。

続きまして、議案第19号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,094万8,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費を補正するものです。

債務負担行為として、第3期データヘルス計画策定業務及び同業務と一体的に実施する特定健康診査未受診者受診勧奨事業について、令和4年度中から準備をする必要があることから設定をするものです。

続きまして、議案第20号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について。所管課は高齢者福祉課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,580万8,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費を補正するものです。

続きまして、議案第21号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。所管課は保険年金課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,305万7,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費を補正するものです。

続きまして、議案第22号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算（第3号）について。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ9万円減額し、6億2,362万1,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ4万3,000円増額し、資本的収入の予定額を7,714万9,000円、資本的支出の予定額を1億1,294万3,000円とするものです。

主な補正内容は、収益的収入及び支出として、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費を補正するものです。

資本的収入及び支出として、収益的収入及び支出と同様に、職員人件費を補正するものです。

継続費として、資本的支出の補正に合わせて継続費の年割額を補正するものです。

続きまして、議案第23号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算（第3号）について。所管課は上下水道課となります。

収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ32万9,000円増額し、14億7,774万1,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ15万9,000円増額し、資本的収入の予定額を3億4,148万円、資本的支出の予定額を4億4,081万7,000円とするものです。

補正内容は、収益的収入及び支出として、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた給与改定に伴い、人件費を補正するものです。

資本的収入及び支出として、収益的収入及び支出と同様に、職員人件費を補正するものです。

以上が令和4年第4回市議会定例会に追加提案を予定しております議案の概要となります。

説明は以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、総務部長と総務課長、退席のほどよろしくお願いたします。

次に、事務局より追加議案の取り扱いについて説明を求めます。

議会事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、議案等の追加提案を受けまして、12月19日の定例会の議事日程について御説明をさせていただきます。

お手元に配付をさせていただきました議事日程（案）（第6号）のほうを御覧ください。

執行部から説明のありました追加提案は、条例の一部改正が4件、契約が1件、補正予算が6件の11件となっております。

19日の議事日程案について、御説明をさせていただきます。

追加の案件につきましては、既に上程しております議案の採決の後に上程を行い審議する案としてございます。そのため、日程第12、議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算（第2号）の採決の後に、議案第13号から議案第23号を一括上程し、日程第13として、議案第13号 白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてから進んでいきまして、日程第23まで、議案第23号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでをそれぞれ委員会付託を省略して審議をお願いする案としてございます。

なお、発議案の提出が、締め切りが12月15日となりますので、提出された場合については、日程に順次追加して審議していくこととなります。

以上、議事日程（案）となります。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 以上で、議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、追加議案の取り扱いについては、事務局長から説明のとおり、追加提案する議案を19日の議事日程に追加し、既に上程してある議案の採決の後に上程し、委員会付託を省略して審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、発議案の提出締め切りが15日となっておりますので、提出された場合については、日程に順次追加して審議していただくこととなります。

ここで、暫時休憩にさせていただきます。全協が終了後、議会運営委員会を再開したいと思います。よろしく願いいたします。

〔休憩 午後1時49分 再開 午後3時20分〕

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

議題の2、検討事項についてを議題といたします。

検討事項については、皆様のお手元に、今期に入ってからずっとの検討事項のペーパーが、データが行っていると思うのですが、その中で残っているのが、項番6、項番13、項番16、項番17。映像関係のものが残っております。

この部分について、前回になるのですかね。小田川議員のほうから説明を受けております。この議運、全協の映像と録画配信等の映像のどの部分から、この部分について全体的にどうしていくかということを検討したいと思っておりますので、御意見を。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 議運と全協の中継、議運と全協の動画配信というふうな項番はそうなっていますけれども、前回、議事録の公開のときに、全協の議事録公開は、全協の場でどういうふうな公開をすべきかということを決めましたね。なので、これは、議運と全協とを分けて、議運のことは議運で決める、全協のことは全協で決めるというのが前回の動画の同じような流れになるのではないかと思うのですが。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 前回もその前も確認しましたがけれども、やはり経費のことも考えなくてはいけないと思いますので、今契約している映像配信のツールと、それからY o u T u b eは全く別物ですので、その辺の費用対効果というか、経費をかけてでも二つにするのか、どちらか終わるまで、契約が終わってから次に導入するのかという、時期の問題は一つのポイントになるかなと思っています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 市民から見れば、議運とか全協とかということは関係ないことで、この間も議運と全協というのを統一して話し合うべきだと思ったのですが、結論が出た後で、その結論に反対する方が全協は別でやるべきだという話に持っていったわけですよ。議会の姿勢としては、統一して話し合うべきだと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 私も徳本委員の意見と同じです。やはり統一して公開というのは、議会全体のルールとしてやるのが本来、筋だと思います。ここで決めることとしてもよろしいのではないのでしょうか。

あと、費用に関してですけれども、白井市役所は今、既にY o u T u b eチャンネルは持っていますよね。ですから、やると決めた場合は、すぐに実行できるといえばできるのではないかと。物理的な話では。そういう気もいたしますので。ここで全部、まずは、やるかやらないはここで決めて、あとは字幕とか細かいのは、それに付随する話なので。そこを徹底的に集中して審議するべきだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 議運の第6回の議事録の中を見たのですが、5月26日の議運ですけれども、柴田委員からも、議運と全協の動画配信のことについて言及がありました。

そこでは、全協の動画配信をどうするのかと、議運の動画配信をどうするのかというのは、別に分けて考えていかななくてはならないということにもなるかと思うので、検討する部分についても見直しが必要かなと思います、という発言があつて、私も、まさにそのとおりだと思いました。

以上です。

○伊藤委員長 今出た意見は、一緒に考えたほうがいいのかという意見と、議運は議運、全協は全協でというふうに考えたほうがいいのかという御意見が二つあります。

この点について、全協の配信を議運で決めてしまっているのかという部分については、
どういうふうにお考えでしょうか。御意見のある方いらっしゃいますか。

秋谷委員。

○秋谷委員 委員の構成自体が違うので、別々のものだと思うので、全協は全協で決め
れば、議運は議運で決めるのが筋だと思います。

○伊藤委員長 ほかに。

平田委員。

○平田委員 同じ理由ですけれども、全協で、議運はこういうふうにしたからという
ことで、お話を報告されたときに、何で勝手に議運がそういうのを決めるのという感情
を抱いた方がいらっしゃって。だから全協は全協で決めましょうということになったの
ですという経過を説明するまでに、全協のことは議運で決めてほしくない、全協のメン
バーで決めるのだと主張した方が何人かいらっしゃったことを記憶しておりますので。
ここでいいと思っても、あちらの合意形成も必要という点では、分けて考えるのも妥当
かなと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 全員協議会で合意形成が必要ないとは思っていないので、それは合意して
もいいと思うのですけれども。外から見たら、何のために議会改革の研修に行ったのか。
斉藤委員もすごく感激されていましたよね。いろいろ公開していくのだと進めていくの
は、市民の見方に関係なく、私たちが進歩していくのだという。そういう意味で、情報
公開というのは必要だという考えの同意もできていないのであれば、この話、結構難し
いなと残念に思います。

とにかく公開させないというほうの意見が全協で出て、すごく後ろに引っ張っていく
ような意見になったわけですね。そもそも公開していこうと、議会改革していこうと
いう姿勢があるのですかということを知りたいです。分けるというのは、そういうこと
ですよ。議運で進めようとしているのを、なるべく議事録は公開させないというほうに
全協で持っていったということがあるのですから、そういう対立構図になるのはおかし
いと思うので。全員協議会とか議会運営委員会で、そういうことをどう考えるのかとい
うのを話し合ったほうがいいのかなと思いました。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私は、公開することに真反対とかいうことは言ったことがないです。議運
でも全協でも。公開することに真反対ということではなく、どういう部分をどういうふ
うに公開するかとか、例えば今、一般質問なんか動画配信されていますけれども、席を
立ったり座ったりするということは、カットされた状態で映像配信されていますよね。

そういう部分を含めて、協議の部分を配信するのもしないのかとか。そういうことを
きちっと決めてからということを行った人は多かったけれども、公開すること自体が真

反対だと言った人はいなかったように思います。

○徳本委員 いますよ。

○平田委員 とにかく、それが何人いたか、私はちょっと。全体の意見では公開するというので、下の情報公開コーナーに置くとかいうふうに少しは前に進んだので。よその議会が全部こういうふうに素晴らしいことをやっているから、白井でそのまますぐということは、みんなの合意形成をしながら、段階的にちょっとずつというのもありかなと思っています。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 この話をしていると、本当にそういうふうな形でなかなか決まらないと思うので、まず議運と全協の動画配信について、一緒くたに考えるのか、別に考えるのかという議論をまず決めてから、その中身に入ったほうがいいと思うのです。

それで前回、議事録の公開については、確かに全協と議運、両方とも、全協についても議運で決めましたよね。公開するというのを。公開する仕方については、全協に戻して、そこで議論をして最終的に決まったと思うのですけれども。公開をするということ自体は、議運で決まりましたよね。

そのときの議論の中では、最初から、議運と全協と別に議論をするのであればよかったけれども、1回決まってしまったのだから、それだったら、最初から分けて考えればよかったのではないですかという発言もあったかと思うのです。なので、最初に議論をする前に、ここをきちっと分けておきたいというふうに私は思いました。

以上です。

○伊藤委員長 議会運営委員会の映像配信と全員協議会の映像配信を一緒くたに協議すると、難しい部分もあるのかなというふうに思いますので、この部分については一つ一つ協議して、結果が両方公開すればいいというのであれば、そういうふうになるし。ですから、分けて考えて協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「反対」「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 賛成が多いみたいなので、分けて協議をして、結果はどうなるかという部分については、また、その協議の内容で決まるとしますので、分けて進めさせていただきます。

それでは、議会運営委員会の映像配信というのは、現在はやっていないわけです。それで、議会運営委員会というのは、数が何回やるかというのは分からないので、予算の措置が今現在はできていないという部分もあります。

これを経費の関係でY o u T u b eにするというような意見もあったのですけれども、今やっている方法で公開するのと、Y o u T u b eにするのかという。また公開することになって、またその先で二つに枝分かれすると思うのです。現在の方法でやるか、Y o u T u b eの方法でやるかということになると思うので、その辺を含めて御

意見をお伺いしたいのですが。

平田委員。

○平田委員 事務局。カメラ、あれで撮っているのですか。あれで撮っているのですね。

○伊藤委員長 これも撮っているの。

○平田委員 2か所。それで、例えばY o u T u b eで撮る場合は、携帯か何かをスタンドに立てておけばY o u T u b eは撮れるわけですがけれども、そういうシステムの差というのは、事務局に負担がかかったりとか、こういうことを決めてくれないとできませんみたいなことがあるかどうかお伺いします。それを聞かないと、どちらがいいとも言えないので。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 現状のまず状況をお話しさせていただきたいと思います。今こちらの委員会室にもカメラがありますし、議場にもカメラがございます。カメラで撮影するという自体は、現状できております。

今度、それを外に公開していくということになりますと、そこから先が今、現状は委託になっておまして、配信に耐え得る規格にデータを変換して、それを流していくと。今そういう部分を委託でお願いしているということになりますので。現状の、絵が撮れているから、すぐY o u T u b eに切り替えられるかということ、そうではないというような状況でございます。

特にライブ配信に関しては、いろいろと制約も多いようなので、これはすぐに、カメラがあるからできるということではないと。例えば、スマホというのでしょうか。そういうもので全く今のカメラとは関係なく撮って、それをそのまま流していくということは、恐らくやり方としてはできるのかなとは思いますがけれども。そんな状況でございませぬ。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 それから、市の広報のほうでY o u T u b eにアップしたりということはやっているわけですがけれども、例えば、ここでアップするときには、そちらにお願いし上げてもらうのか、市議会独自でY o u T u b eにアップするのか。その辺はどうなるのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 これは、発信元ということになりますけれども、執行部と議会というのは別々でございますので、議会の中継を市の執行部のチャンネルに載せるというのは、個人的にはどうかなというふうに思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 そうすると、確認ですけれども、議会でY o u T u b eに上げる場合は、議会として一つ作って上げていくということになるということですね。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 これは、事務局が決める話ではないとは思いますが、そういうふうな考え方になるのかなと個人的には考えます。

○平田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 事務局に確認したいのですが、仮に、すぐにやりましょうということになった場合、今のやり方だと、今の説明だと、すぐにできないような感じになりますよね。いつできるのですか。切り替えのタイミングとあって、前に話があったと思うのですが。

○永井議会事務局長 では、お答えをさせていただきます。現状としては、長期継続契約ということで、令和6年の5月31日までの契約をしております。

先ほど申しましたのは、映像が撮れるのは、現在の議場の中でも撮れるのですが、それを配信する、外に流していくという部分に関しては、いろいろと細工が必要になるということで、そこに委託をしているというような状況です。

ですので、配信先が今の委託先のルートを使って流していくという方法もあれば、YouTubeに切り替えて配信していくという作業もあるのですが、いずれにしても、その間には何かしらの加工が必要になってくるということになりますのでという状況でございます。

今、本会議のライブ中継、それから録画中継、委員会の中継に関しては、長期契約で契約をして流してございますので、そちらの契約を打ち切って、ほかの形に変えていくのかどうかという話になるかと思っておりますので、現状としては、契約を解除したときの補償というのでしょうか。そういったところも含めると、その切り替え時に向けて検討をしていくという形がよろしいのかなと、議会事務局としては、そのように思います。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 今やっているのは、本会議のライブと録画と、委員会の中継ですよね。その三つを継続契約しているわけですよね。ということは、議運のライブというのは、全然契約の対象外だから、それを考えることは、逆はないのかなと思って。議運でライブしてみましようとかいうのだったら、こちらでやってみる。公開しない、非公開配信みたいなやり方とかもあるから、そういうので、まずやってみたらいいのではないですか。契約云々ではなく、議運のライブというのは、どんなものというのをみんな、YouTubeで、それこそ、これで立てて録画すればいいわけじゃないですか、事務局の。それで、こんなふうになるのだねというようなのを見たいし。それは、お金がかかる話ではなく、契約の中に反映する話でもなく、どういうものかやってみるという。こん

なものなのだなとつかむというのは、それは、検討の中としてできるのではないかと思うんだけど、どうですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 そのように決めていただければ、そのようにいたします。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、Y o u T u b e の実際に運用するような話になっているのですがけれども、まず議運の会議を今、動画配信も中継もしていないものを、中継するかどうかをまず議論して行って、中継するとなったら、その方法としたら、Y o u T u b e にということもあると思うのですがけれども。その辺どうなのでしょう。皆さん。

○伊藤委員長 議会運営委員会のこの配信する、ライブか録画かどちらか分かりませんが、二つの方法があると思うのですがけれども、それを公開するかしないか、まずは決めていきたいなということで、御意見をお伺いしたいのですが。

影山委員。

○影山委員 そもそも論で言えば、市民の税金を頂いて、こういう審議をしている我々の動きは、公開されてしかるべきだと思います。これは1日も早く。ライブも録画も両方あって、当然それをやるのが普通だと私は思います。やらないという理由は分からない。ただそんな感じです。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 影山委員に賛成です。

○伊藤委員長 公開したほうが良いという御意見があるのですがけれども、常任委員会もライブ中継はやっているのですがけれども、録画の部分は現在やっていない状況なのですよね。それを飛び越えて、議運がライブも録画もということになると、ライブはちょっと難しいのじゃないかなというふうに思うのですがけれども。

○柴田委員 ライブが難しいの。

○伊藤委員長 ライブは、議運の場合、いきなり入ってくる議運もありますよね。休憩中に議運を開催して、審議をまた日程を変更するとか。そういったものも議運には入ってきますし。できれば、やりたいということなのであれば、どういうふうな方法もあるのか協議していかなくてはいけないかと思っておりますけれども。

影山委員。

○影山委員 方法以前に、本会議はライブをやっているわけですよね。これも流れの中にあるということは、逆に、これ公開しなきゃいけないのではないということに、かえってなるような気がします。いかがでしょうか。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 本会議は、予算についてとか、市民に関係のあるというか、そういうことで私たちが議論をする場だと思いますので、もちろん中継して、皆さんに知っていただくべき情報が、たくさんそこには入っていると思います。

議運の場合は、議会の運営をスムーズにしていくということが、私たちの議会の中のことですので、特にそれを市民の方に知っていただく情報というか、そういうことが議運に果たしてあるのかなど。今の議事録の公開は、しっかりやっておりますし、また、私が前回のときもちょっと発言させていただきましたけれども、議員の発言が正しいものじゃなかったり、そこにいない議員のことがそこに上げられたりしたときに、それを見た市民の方は、やっぱりそれを正しい情報だと思って見てしまう。後から発言を取り消したりすることもあるかもしれないですけども。

中継をされてしまうということは、やっぱりそういうところすごく市民に誤解を受ける内容があるのではないかなというふうに私は思いますので、議運は、配信をする必要は私はないと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 私も、今日の議運のことを考えれば、今日の議題を見てもそうなのですけども、これをわざわざ市民に対して発信する義務というのは特別なくて。この検討事項は、そもそも議会のどうするかという話を市民に向けて話しても、さっき斉藤委員が言ったのですけれども、私は、弊害のほうが多いような気がするので、私自身は、やらなくていいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私たち、人に見せられない、聞かせられない話をここにしているという意識はないですね。市民に開かれている議会であるべきというところは基本的に思っているのですけれども。経費の面で、どういう方法を手段として取ったらいいかとか、それから全部をさらけ出していいのか。今、審議を止めて、内々だけで話しますというようなところは止めたりするとか、そういう詳細の部分がきちっとしていないと、ただ全部出せばいいということではないのかなと思います。

例えば、議事録だったら、てにをはの修正とか、字句訂正とかということができるとは思いますが、生でそれをそのままというときは、それができない状態が出るわけですから、そうすると、本当に自由な意見とかが、カメラに映るからとか思って、言いたいことが言えないようになって困るし。そこをきちっと決めた上だったら、私は情報公開そのものに反対することはなくて、公開はしてもいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 本当に何のために視察に行ったのですかという気持ちですね。私たちが決めることではないのですよ。市民の財産なのですよ、私たちの仕事の内容というのは。だから、市民に知らせることじゃないとかいうのを齊藤委員とか秋谷委員が決めたり、弊害があるとかいうことは、市民が決めることで、見たい人は見られるようにしておくというのが議会改革とか情報公開の基本だと思います。私たちにそれを選ぶ権利はないとか。

それから、本会議もライブ中継していますよね。私が見ていると、市民を愚弄するような発言も訂正されず流されています。そういうことは、本会議だから起こらないというわけではないし、今までも起こっている。それを起こさないように気をつけながら、発言は全部公開するというのが必要だと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 映像配信があと2年半ぐらいあるということだったので、現状としては、結論としては、時期尚早じゃないかといったところがございます。

我々、登別も含めて、北海道の議員研修に行ったときにも、公開してもなかなか再生数が伸びない。そういう中で、市民のためというよりも、議会改革というのは、議員自らがまず仕事をしやすいものだったという、目からうろこの話もございました。

そういうところでございまして、別に動画配信といったところは私は否定しているつもりではございません。YouTubeでやると、まず技術的な問題としては、動画を録画してから配信しなければ、現状、白井市では、チャンネル登録数が1,000を超えない現状ですので、難しいという点。

さらには、その中で、動画配信に関しての現行の本会議を委員会の長期契約が切れることに向けて、どうするかという中で、さらによりよい議会をするかという方向につないでいくのが現状で。あえて今やるよりも、そちらのほうがスムーズじゃないかと、現状では考えている次第でございます。

以上です。

○伊藤委員長 この問題については検討事項でずっと残ってきて、これが最後なのです。ということは、いろいろな意見があって難しいから、きっと最後に残ってきているのだと思います。

ですから、なかなか一長一短に、すぐ解決策が見つかるかという、ちょっと難しいかなという部分もあるのですけれども。どういうふうに、この最後に残された課題をみんなで解決していくかという糸口でも見つければいいかなというふうに思っているのですけれども。

○柴田委員 私は糸口を言ったつもりだったのだけでも。

○徳本委員 話戻されちゃうから。

○影山委員 やるかやらないかとか。

○徳本委員 やらないほうの選択肢まで出てきた。

○伊藤委員長 まず、やるやらないというのと、常任委員会のライブ中継をやってますけれども、録画中継はやっていないというこの現状も踏まえて、どれが先かということもあると思うのです。

平田委員。

○平田委員 議案が決定されるのは最終日になりますけれども、それを見た後で、どうしてこれが決まったのだろうと思って思い返して、委員会の議論を見たいという人もいらっしゃるかと思うので、そういう意味では、ライブ配信だけじゃなくて、委員会の録画したものの配信はあったほうがいいかなと思っています。それは、そんなに問題なくできることかなと思っています。

それと今、二つに分かれたような意見になってしまうのですけれども、こういうことこそ、みんなで合意形成を図って決めていくということがポイントだと思うので、どちらが良い悪いじゃなくて、それこそ結論が出るまでしっかり話し合っ、みんなで決めるということが大事なので。私は、情報公開はありけれども、手法とか範囲については検討したいと言っているだけですし、みんながそういうところで歩み寄れるところがどこか見つけられれば、決まるしというところだと思うので。まず大事なのは、議会が一つになって合意形成をするというところだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 いろいろ議論をしているところで口を挟んで申し訳ないのですけれども。以前は、数年前までは、本会議のみライブ中継、その録画がありました。それは何年前だろう。定かではないのですけれども、まだ3年、4年くらい前だと思います。本会議のみというのは。

その後、議員からの提案で、委員会も中継をしたらどうだというような意見が出て、議運の中で検討してきました。それで、委員会を中継することに決定をしたのですが、今、中継している契約ですとか、そういうものがあるので、やはり予算に合わせた年度の初めからというような形だったのかなと記憶しているのですけれども、委員会の中継が始まるようになりました。

それを録画配信どうするというような話にもなったのですけれども、まずライブで中継しよう。そのライブの中継の検証をして、その結果に基づいて、録画配信をするかどうかを決定しましょうという形に流れていきました。

委員会の中継については、委員会と名の付くもの、特別委員会が立ち上がれば五つになります。特別委員会が一つ立ち上がれば。常任委員会が三つ、特別委員会。それに委員会と名の付くものは、あと議会運営委員会と、五つになります。

当時、議運の中で話したときには、委員会全てにするかどうかというような話を
して、まず常任委員会から中継を始めましょうということで始まってきています。その
ときに、提案者である方に説明を伺ったら、私が求めているのは常任委員会だというよ
うな説明があって、それで、その議会運営委員会の中で、それでは、ひとまず常任委員
会のライブ配信をしましょうというような流れで、ここまで今来ているというようなと
ころであります。

Y o u T u b e の話をここでするのもあれなのですから。Y o u T u b e という
のを最初上がってきたのは、今、予算を削減するために、今の配信をY o u T u b e に
代えるということで提案されてきたのですが、先般説明を聞いたら、補完するものとい
うような形で、今のものを否定しているわけではないというような話も聞いています。
Y o u T u b e の話は横に置いておいて。ごめんなさい。

取りあえず今、常任委員会がライブで配信されている経過というのは、そのような経
過を経て、現在に至っているということでございますので、その辺りを加味しながら議
論をしていただけるとよろしいかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、議題に今上がっているのは、議運と全協ですね。常任委員会
の録画については、今、議題に上がっていないですね。でも、本来は、きっとそちらが
先なのだろうけれども、今現在、上がっていませんので。議運についても、議事録をホ
ームページ上に公開するという形に、ここ、そんな時間じゃないので、いつからだっけ。
最近なのですからけれども、議運の議事録も公開していなかったものを公開するように。要
点しか情報公開コーナーに置いていなかったものを今度、全部、議事録をホームページ
に載せるということに進んできています。

全協についても、何もなかったものを要点筆記のものを情報公開コーナーに置くとい
うふうに一步步進んできています。

その中で、全く議会のほうが進めてないかといわれると、私は進んでいると思うので
す。少しずつ一步步着実に進めてきているので。それを一足飛びに全部賄えるように、
視察に行ったところはこういうふうに行っているから、じゃあ、それを白井にも持ち込
んで、一足飛びに全部できるかという、なかなか難しいと思うのです。今までのよう
に、一つ一つ着実に進めていくことが大事じゃないかというふうに私は思っているの
です。

ですから、皆さんの中でも、その辺を踏まえて、今までできていなかったことを少し
ずつ進めてきているということを念頭に置いて、この問題に挑んでいただきたいのです
が。御意見を。

影山委員。

○影山委員 それを踏まえた上で、先ほどの委員長からの問いかけは、まず、やるかや

らないか。時期はともかく、方法はともかく、そもそも論で問うただけですね。だから、やるかやらないかだったら、やるの一択だと思います。ただ、それがいつになるか、どういう方法かは、まだ分かりませんという意味合いで言いました。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私も、視察先のことを言っているのは、そのレベルのことを一気にやろうという話じゃなく、理念の問題で姿勢ということです。さっき仕事をしやすいようにするのが議会改革と言ったけれども、そうじゃなく、登別では、議員としてのレベルアップ、いい仕事を見せるという意味で議会改革するんだ、情報公開するんだ、市民参加させるんだという話だったのです。

だから、できることを後ろに、一部の人が足を引っ張って、なかなか進まないで、ちびちび進んでいるのを改革できているというのかと。できることもやっていないという私の印象です。少しずつ進めてはいるけれども。できることは、別にすぐやればよいと思います。技術的にできないのに、頑張っただけで少ししか進まないのではなく、議事録公開とかできることも、市民には知らせなくていいと言って、ちょっとしか進んでいないという捉え方ですね。

だから、今意見を言っていない方、動画を公開するかどうか。議運の動画を公開するかどうかというところの意見をまず表明してもらったらいいのではないかなと思います。私は、あらゆる人がいつでも見られるようにということであると、ライブもやるし、後から見たいときにも見られるようにするのがいいと思います。

○伊藤委員長 それでは、議運のライブと録画、どちらでも、映像を配信したほうがいいのか悪いのかという。今ある意見は、するのが一択だろうというふうな、したほうがいいのかという意見が出てきています。これは、いつやるかというのは、技術的などか、いろいろありますので。

特に隠すようなことではないと思うのです。隠すようなことではないけれども、費用対効果でどうなのという部分の意見も、あるのではないかとこのように私は思います。

私の意見じゃなくて、皆さん、したほうがいいのか。したほうがいいのかという言い方もおかしい。隠す必要もないと思うので。

岡田委員。

○岡田委員 僕は今、意見を言っていなかったですけども、僕はあえて見せる必要はないかなという意見です。あくまでも、これは議会を運営するための下準備の会議なので、そこまであえて見せる必要はあるかなというのは、僕の意見です。

○伊藤委員長 あと、和田さんは、時期尚早じゃないかという意見で、秋谷さんは、しなくていいんじゃないかという意見です。

柴田委員は。

○柴田委員 さっき言ったように、するとしても、Y o u T u b e でどんなふうになるのか、技術的なものも含め、時間がかかると思うのです。実際にやるということについて。だから、その検討を始めるということでもいいのではないかなと。何もあえて隠す必要もないし、基本、情報公開というのは原則だと思うので、それに向けての取組として、費用がかからないやり方としてY o u T u b e が上がっているのだったら、実際に事務局がどういうふうに見えるのかとか、そういう検討って結構、時間がかかると思うのです。そういうのをやってみて、取りあえずできるという状態にしておいて、あとは、さあどうしましょうねというのだったらいいけれども、しないまま、契約があるからとかいうのは、理由にならないかなと思いました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

これ、あえて映像を流す必要がないじゃないかという意見もあるし、やったほうがいいのではないかという意見もあります。Y o u T u b e、経費の問題があるので、Y o u T u b e で公開するのであれば、その画像はどんなふうに見えるかというのを実験的にやってみたらどうだという意見があるのですけれども。その辺について、御意見は。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 例えば将来的に、費用対効果で、Y o u T u b e で今やっている本会議とか委員会の配信をY o u T u b e でやったほうがいいということがあるかもしれませんね。そういうことを考えれば、Y o u T u b e でいろいろ、まずそういうY o u T u b e で配信する、どんなふうになるのかということをやってみることはいいと思います、それは。

ただ、それが、議運の動画配信イコールということではないと思う。先ほど言いましたように、議会運営委員会は、議会の運営をしていくための会議をするための会なので。市民に必要な情報であれば、議事録もありますので、もちろん市民の方が知る権利というところでは、それはありますけれども。中継をして、そこで市民の方が誤解を受けるようなこと、今、世の中、本当にSNSとかいろいろな情報発信が常識になっていて、知る権利ということはもちろん担保されているのですけれども、そういうことで、フェイクの情報とか、いろいろなことが流れていて、傷つく人とかいろいろな弊害もまたあると思うのです。

やっぱり議会として責任を持って市民に公開するものであれば、そこに市民に誤解を受けるような配信というものは、いかがなものかなと思いますので、私は議運の動画配信には反対をしています。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 副委員長の御意見ですけれども、フェイクだなんだというのだったら、本物の情報を流すにしかずです。本物の情報を流すのが全てだと思います。それに対応す

るのは。

また、インターネット上で、あるいはホームページで活字が流れるからいいだろうと、それが情報公開の全てかというのと、そうじゃないのです。いろいろな方がいます。____さんでも、傍聴とかでいろいろな人がいるということは言っていたのですけれども。

○斉藤委員 今のはちょっと違うと思います。失礼です。発言取り消してください。

○伊藤委員長 この後に、議題の3で、この発言の訂正の部分を協議するようになっていたのですけれども。やはり個人名とか団体名を分かるような形での発言は控えていただきたいと思います。

○影山委員 分かりました。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 一般論として言いますと、ただ活字が並んでいればいいというものではなくて、やはりいろいろな人が世の中にはいるわけです。目が見えない人とか市役所に足を運べない人とか。そういったところも含めて、いろいろな手段で情報発信をして、広く分からせるようにするとかいうのが、情報発信の本来あるべき姿なわけですし。あるだけでいいという話にはならないかと思います。ですから、情報発信、録画もライブも、当然やってしかるべきだと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ライブもという話なのですけれども、Y o u T u b e ではライブ中継というのは、私もそんなに詳しいわけではないのですけれども、さっき和田委員のほうから発言がありまして、チャンネル登録の関係で、ライブ中継は、それだけの登録がないとできないということなので。そうなったときに、Y o u T u b e ではできないということになると、予算が絡んでくるということになります。そういったことを踏まえて、どうするかということなのですけれども。

一度、Y o u T u b e で公開するしないは関係なく。今、録画はしているのですか。議会運営委員会って、映像を。録音だけ。今度、スマホかタブレットでこの映像を録画してみて、それを皆さん見て判断するということではどうでしょうかね。それを実験的にやってみるといふ。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 今のお話は、Y o u T u b e を実験的にやってみるといふ、そういう意味ですか。

○伊藤委員長 録画を撮ってみて、その映像を皆さんが見てみて、判断をするという形を踏んだらどうかという意見ですけれども。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 今の委員会は中継していますので、皆さん御覧になったことはあるかと思いますが、議運も同じ形なのかなと思いますので、それをやる意味というのがよ

く分からない。

○柴田委員 あれを使わないでということだと思う。あれを使っちゃうと、業者に委託でお金を今出している。そうじゃなくて、このタブレットとかで1回撮って、やってみたらという意味かなと。

○斉藤委員 議運の中継を撮ってみてという意味ですか。

○伊藤委員長 中継をするしないじゃなくて。この議運のやっている映像を撮ってみて、それを皆さん見てみて、それで判断されたらどうかなというふうには思うのですけれども。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 それで判断されてもいいのかなと思いますけれども、大体イメージがつかますよね。委員会の中継が、議運の中継が、委員会のようになっているのだなというふうに想像がつかますので、それをやる意味がちょっとよく分からないですけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 やはり宙に浮いたものを議論するのじゃなくて、実際やってみたら、ここにカメラを置くより、こっちのほうが良かったねとか、いろいろYouTubeの中でも出てくるでしょうし、実際、今流しているものとの比較も分かりやすくなるので、私はそういうチャレンジングなことはやったほうがいいと思います。それでみんなが納得して、やはり時期尚早で契約が終わるまで待ったほうがいいとか。そういう具体的なことを目の前にして、いろいろな判断が変わる人もいらっしゃると思うし、まず、やってみたらどうでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 多分、委員長は、さっき動画をまず公開するかどうか、手法の前という話で議論を進めようとしてくれたのだけれども、本当に進まないの。であれば、実際やってみて、打開しようというか、そうすると、一歩進んだ議論ができるのではないかという意味での提案だと思うので、やってみたらいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 議運の配信をするかしないかは、横に置いておいて、まず、そういうふう撮ってみて、皆さんでそれを見たりしたりして、今後議論したほうがいいという、そういう受け取り方でよろしいのでしょうか。

○伊藤委員長 そういうふうな、柴田委員からの提案を受けて、一度やってみたらどうかという提案です。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 であれば、私もう一度言いますけれども、動画配信をするかしないかは置

いておいて、まず、そういうものやってみるということには、賛成します。

○伊藤委員長 ほかに、そのことについては大丈夫ですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、事務局のほうに確認しますけれども、このタブレットなり何かで映像を撮る方法というのは、どういう方法が考えられるのですか。そのタブレットで撮ってみればいいのか。

○永井議会事務局長 そうですね。カメラはあるのだけでも、動画を撮る機能が付いているのかな。

○柴田委員 動画ありますよね。

○伊藤委員長 三脚なくて大丈夫なの。

○永井議会事務局長 どこにどう置くかという問題は、いろいろと工夫しないと。

○伊藤委員長 撮るだけなら、そんなに問題ないということですよ。

○永井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 今、確認したところ、映像を撮るということについては、さほど問題がないようですので、このことについては、映像を撮ってみて、それを検証してみて、その後に話を進めるということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、この映像配信については、実験映像を撮ってみて、それを確認後、協議を進めるということで、この部分は終わりにさせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 全協のほうは、どうされますか。全協は全協でというふうな形でよろしいでしょうか。全協のほうは、議場で今やっていますけれども、コロナが収束すれば、きっとまたこちらの委員会室でやるようになるのですかね。議長、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

岩田議長。

○岩田議長 コロナが完全に落ち着けば、全て元通りになると思います。

○伊藤委員長 そうしたときには、きっとこちらの委員会室で全協も行われるのじゃないかなというふうな気がしますので、そのことについては、全協のほうで、また御協議いただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、議題の2をこれで終了したいと思います。事務局のほうと相談して映像を撮れる体制をとってみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次は、議題の3、委員会での発言取り消しについてを議題とします。

委員会での発言の取り消しについては、会議規則第124条で、発言した委員は委員会の許可を得て発言を取り消し、または委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる

と規定されていますが、今回この議題で協議したい内容は、発言者以外の方から取り消してほしいということが生じた場合に、どのように対応するかについて協議したいと思います。

まずこの件について、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、今回のテーマであります第三者というのでしょうか、から、委員会での委員の発言について取り消してほしいという申し出があった場合、どういう対応ができるかということについて、事務局のほうで調べてみました。

結論から申し上げますと、第三者といいますか、他者の申し入れに応じて、その会議録なりを修正するという事は、なかなか難しいのかなというようなところでございます。

その理由としましては、ポイントとしては2点ございます。1点目は、まずは人の問題。2点目は、タイミングの問題というようなこととなります。

1点目の人の問題につきましては、先ほど委員長のお話の中にもございましたけれども、会議規則でもって決め事がございまして、発言の取り消し、訂正ができるのは、発言した本人と定められておりますので、したがって、まずは本人の申し出もしくは承諾、同意ということがあることが前提というふうになります。

それから2点目は、タイミングの問題でございます。訂正や取り消しができるかという問題につきましては、基本的には会期中という判断がございます。これも、定例会の期間中とそうでない期間で取り扱いが違うのですけれども、定例会中でしたら会期中という少し広い期間で見られるのですが、閉会後はその会議の中ということで、その会議の中においてということになっております。

今のタイミングの問題につきましては、参考資料を添付させていただきました。そちらのほう御覧いただければと思うのですけれども。これは、2点、参考書といいますか地方議会の事務提要という、こういうものがございまして、この中に同様の事例ということで載せられたものを抜粋してございます。この中で、今回、この2点については、会期中、いわゆる定例会の会期中の事例と閉会後の事例ということで、二つ載せさせていただきます。

まず、最初のほうのページにつきましては、閉会中の委員会における不穏当発言という言い方になっていますが、そのまま引用させていただきますけれども、「不穏当発言の取扱い」という題名の中で「閉会中の継続審査を議決した委員会で、閉会中に委員会を開催したが、その際委員が不穏当発言を行った。その時点では特に問題とならなかったが、後日取り消すことが適当であると委員会が判断し、発言者が発言取消の申し出をしたが、この申し出は有効か」という。本人も納得して後で取り消したいというふうなことを言った場合、どうかということでございます。

この「決定」というのは見解、この事務提要での見解になります。「この申し出に基づき、発言の取消しを委員会が許可することはできない。通常発言の取消しは、会期中に行うこととされているが、閉会中においては会期中という概念は存在しないので、発言したその日にしか取消しの申し出をすることができないと解される」という解説になっています。

次のページのほうには、これは会期中の事例になります。定例会の会期中の事例になります。「委員会審査終了後の発言取消し申出」についてでございますが、「議案の審査中に委員が不穏当発言を行ったが、そのまま何等の措置もとられない中委員会が議案の審査を終了した。その後、当該不穏当発言について議論が起き、発言者より発言取消しの申出が提出された場合、取消しの許可をすることは可能か」という事例です。

ここでの回答としては、「委員会が審査を終了してしまうと、審査事件がほかに残っていない限り委員会を開催することができなくなるが、所管事務調査を行える状況であれば、所管事務調査より委員会を開催し、発言の取消しについて委員会で諮る取扱いをすることができる」。これは、会期中だったら開くことができるので、対応できますよというそういった内容になってございます。

この本の見解では、閉会中の継続調査期間の委員会における発言の取り消しについては、当日の委員会の開催中のみのということで、閉会後には発言の取り消しができないというような状況でございます。

状況については、以上でございます。

○伊藤委員長 今、事務局長から説明がありましたけれども、何か。質疑。

影山委員。

○影山委員 閉会中にはできないという言い方をしているけれども、各委員会には、閉会中の継続調査というのもあるのですよね。だから、閉会開会というのは、基本的には本会議が中心の概念で、各委員会は、それにどこまで縛られるのかなというのはあると思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 今回、添付させていただいた事例のところ、まさしく閉会中の継続審査を議決した委員会ということで、そのものずばりの内容が駄目だというふうな見解が出されているというふうに理解しております。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この間、発言取り消しを求めて、後日委員会をわざわざ開いてもらって発言の取り消し、本人も了解し、どの場所を削るかということをやったことがありますが、本来的には、それは当日申し出をして、その場で議事録を起こして、その場でこの部分を削除しますというふうな段取りをしなくてはいけないということになりますか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 前は、その会議の中で了解はいただいたところなのですが、場所の特定というのはそのときに失念しておりまして、後日、その初稿が上がった段階で対応させていただいたのですが。当初は、今回の解説本の中で2枚目のページが、継続審査ができるような状況であればということもあって、できるのかなと判断をしていたのですが、実際、この出版社のほうに確認したところ、そうではないのだという見解がございましたので、ルールにのっとると、当日もしくは、定例会でしたら、その期間中の中で、場所の特定なりという作業を行わなければならないというふうに考えております。

○伊藤委員長 前回、議会運営委員会で発言の取り消しについて行ったのですけれども、あの方法はやはり甘いという。本来のやり方であれば、その委員会の中で止めて、議事録を起こして、どこを削除する、どこを訂正するということを決定しないと、その手続は取れないということですので、これについては、もう決まりなので、そういうふうに皆さんで理解していただくしかないかなというふうに思います。

柴田委員。

○柴田委員 理解しましたし、そういうような発言は自粛するように、やはり議運は正式な会議なので、そういうふうな発言にならないようにお互い気をつけるしかないのじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 今、御意見があつて、議運はということなのですが、これは常任委員会も全部含めてですから。ここには委員長さん皆さんいらっしゃいますので、委員会の中で徹底していただけるようお願いしたいということ。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 確認ですけれども、議員一人一人は、自分の発言に責任があるわけですから、個人名を出すとかそういうような発言はしないということを皆さん一人一人が共通認識を皆さんしていくということが前提ですが。万が一、そういうような発言になった場合には、委員長なりがそこで制止をして、発言の取り消しを求めるとかという段取りをこれからはしていくということによろしいですか。

○伊藤委員長 そういうふうに理解しておりますが、ですから委員長が気づかなければ、委員の誰かでも指摘していただいて、その場で止めて、今の発言についてはというふうに確認して、個人名とか団体名、団体名が指摘されるような名前がいろいろ出てくると思うのですけれども、そういうものが確認できたときには、その場で指摘いただいて、止めて削除するなり、訂正するなりを決めていきたいというふうに考えておりますが。各常任委員会でも、そのようにしていただきたいなというふうに考えております。

○斉藤委員 分かりました。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それで、あともう1点は、委員会が閉じてしまって、その後に、あの発言は訂正願いたい、削除願いたいというものがあった場合にどうするかということなのですけれども、その部分については、御意見ございますでしょうか。本来であれば、委員会の中でしなければいけないのですけれども、その中で見落としたものがあるって、その後に、閉じた後に出てきた場合を一応想定しておかないといけないかなというふうに思うのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 それは、基本のルールで会議中ということにして、みんな気をつけるし、ほかの人の発言に対しても、言うということでもいいと思います。

というのは、先ほども市民に対する発言が取り消されなかったという話をしたのですけれども、私はそのことをずっと覚えています。ある議会の会期中に、市民についての事実ではないことを議員が言って、その会期中に市民が、それは事実じゃないから取り消してくれと文書まで出したのに、議員がそれを何も対応しなくて閉会したと。その場合は、事実だろうがなんだろうが、市民には何ともすることができなかったのですよね。それはルールに従ったからです。

議員に関しても、ここは市民と同等で、ルールのとおり、閉まってからはもう変えられないということでもいいのではないのかなというふうに思います。基本は気をつけるということで。だから、ちょっと気になっているのは、先ほどの一委員の政党に関する発言は、この会議のうちに、本人がこの部分を取り消しますと言ったほうがいいのじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 それでは早速、御指摘がありました、先ほどの政党名等の部分については、削除等について御意見は。

○柴田委員 御意見も何もなし。削除してください。

○影山委員 私のほうから。該当部分については削除をお願いします。

以上です。

○伊藤委員長 了解いたしました。

○柴田委員 議事録、またここで起こすの。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 起こさなくても、明確にこの3文字を削除してくださいって言えば。あなたが。政党名の3文字を削除してくださいって言えば、もうそれでいいのじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 政党名の3文字を削除していただきたいと思います。

○伊藤委員長 政党名の3文字を削除して、前後の文章がどのようになるかは分からないのですけれども。とにかく、その3文字を○○○にさせていただくということによろし

いでしょうか。皆さん、よろしいですか。これは、委員会の承諾を得てということになっておりますので、先ほどの影山委員の発言に対して、3文字の政党名を〇〇〇というふうな表現に変更するということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そういうことで。

では、閉じてしまった後の対応については、その中でしかできないということで、よろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 これは委員会だけで、協議会とかそういうのは、どうなのですか。

○伊藤委員長 協議会は議事録が残らないので。

○柴田委員 ないから関係ない。そうですか。

○伊藤委員長 協議会は議事録残らないでしょう。

局長。

○永井議会事務局長 協議会につきましては、現状では、会議録を起こしてございません。

○伊藤委員長 ということなので、協議会については。だからって、言っていないという話ではありませんので。

柴田委員。

○柴田委員 その中でそういう発言があった場合に、どうしたらいいのかなというのをちょっと思ったものですから。そうしたら、会議録を取っていないのであれば、こういう発言があったのだけどというようなことを申告して、注意してもらいたいみたいな感じになるのですか。

○伊藤委員長 それもその場で言っていただいて、御指摘をいただいて、言った本人がその部分はまずかったという認識を持ってもらうことが必要なのではないかなというふうに思います。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 確認ですけれども、議事録に残ろうが残るまいが、発信しようがしまいが、言われたほうは取り消してほしいということであれば、取り消してくださいと。本人も取り消しますということで、それが筋じゃないかなと思います。

○伊藤委員長 それでよろしいですね。皆さん、大丈夫ですね。

○柴田委員 協議会のことですね。

○斉藤委員 協議会であっても何であっても。

○伊藤委員長 それについて、特に問題はないですよ。

徳本委員。

○徳本委員 それについては、取り消しの要求が正当であれば、いいのじゃないかと思

います。気分を害したとかいうことじゃなく、ちゃんと全員の事実に基づいてという判断ならいいと思います。

○伊藤委員長 ですから、委員会で承諾を得るという大前提がございますので、その中で行う。ですから、先ほど、閉めてしまった後に何か出たことについては、受け付けないということによろしいのでしょうか。

やり方とすれば、あるとすれば、先ほど、市民のほうから意見が徳本委員のときには上がったというように、議会の中で何かがあったときには、その担当委員長に対して文書で、この発言についてはどうなのかと、委員会でもう一度、今度の委員会でも議題に上げてくれないかというようなことはできるかなとは思いますが。その中で委員長が取り扱うかどうかは、委員長の判断によると思いますけれども。その中で協議して、委員会の中で、そのことについて協議すれば、前のあった議事録に対する上書き的な、前回の委員会でこういう発言があったことについては、どういう訂正があったとか、上書きの議事録は残ることは可能かなとは思いますが。そういうことは、必要ないということによろしいですか。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 確認ですがけれども、次の委員会になってしまったら、前の委員会の取り消しはできないけれども、訂正はしますみたいな議事録。

○伊藤委員長 訂正はできません。訂正はできないけれども、違った部分を違うよという上書きができるという。議事録に。

○齊藤委員 議事録に、前回言った発言はこうでしたというふうに。

○伊藤委員長 そうそう。上書き的に。

○齊藤委員 説明というか弁解というか、そういうことができるということですね。

○伊藤委員長 そうですね。

○齊藤委員 それは、言った本人がこうだというふうに言いたいわけですので、それはいいのじゃないですかね。本人が言うわけですよ。自分の発言について。

○伊藤委員長 それとも限らないです。

○柴田委員 あの人の発言はという。

○伊藤委員長 そういう場合も想定されるのじゃないかなということはあると思うのです。でも、最終的には、言った本人が訂正すると言わない限り、訂正はできないので。でも指摘はしたけれども、しなかったという議事録は残るということになると思います。

柴田委員。

○柴田委員 だから、こういう発言があったけれども、あれは注意してもらいたいみたいな発言を逆に委員のほうから委員長とかに、その場ですれば、それが議事録になって残りますということかと思えます。

○伊藤委員長 そういう段取りというか、そういう手続ができるということを取ってお

くのか、しなくていいのか。

○柴田委員 発言は制限できないですよ。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 発言の取り消しはできませんけれども、閉会中でも、次の委員会で、前回の委員会で誰々議員からこのような発言があったけれども、これは根拠に基づかないし全く違うので、それは訂正をすべきものというような発言を残せば。当事者がどう発言するかですし、次の委員会でその会議録を残せばいいのじゃないかと思えますけれども。

○伊藤委員長 私の説明が足りなかったけれども、申し訳ないですけど、そういった上書き的にする手続を取っておくのか、そういう手続をしなくてもいいという判断なのか。その辺を決めていただきたい。

岩田議員。

○岩田議長 ですから、そういう手続じゃなくて、次の委員会で発言してもらって、その記録を残せばいいのじゃないかと思うのです。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 わざわざ会議が終わった場合は、こういうふうに発言ができるとかいう手続を特に何か決める必要はなくて、言いたいことがある人は、次の会議だろうが、そういうことが言えるというのをここで確認すれば別にいいと思います。

○伊藤委員長 発言はできるでしょうけれども、議題としては上がらないですよ。それでいいということですね。

血脇副議長。

○血脇副議長 いろいろなことが想定されたり、いろいろなことを考えなくてはならないのかなと思うには思うのですけれども。やはりおのおのの発言なのですよね。これは本当に注意をして、誹謗中傷するとか不穏当な発言をしないように、おのおのがちゃんと意識を持って発言するような方向に持っていくのが一番手っ取り早いというか、おのおのの自覚というか、そういうところかなと思いますので。いろいろな想定を考えると本当にきりがなくなってくると思うので。ということで、おのおのの発言に注意を払っていただくということでよろしいのかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 皆さん、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、閉会してしまった後のことについては、その次の委員会の中で発言してもらって、それが議事録に残る。それでいいということよろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、発言の取り消しについては、そのように決定させていただき

ますので、各委員会、常任委員会でもそのように取り計らいをお願いしたいと思います。

秋谷委員、大丈夫ですか。斉藤副委員長もよろしく願いいたします。

それでは、議題4に入ります。その他についてを議題とします。委員の皆様からございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 まず、一番簡単に決められそうなサイドブックス、このタブレットだけでなくパソコンでも見られるような形にさせていただいたほうが、議案、質疑の調査とか勉強するときには便利なので、それを諮っていただきたい。

○伊藤委員長 先ほど確認したら、技術的には問題ないということなので、1人が持っているアカウントを、機種を二つなり二つぐらいまでですかね。携帯にも入れたいということなので、今、入っているタブレットとパソコンとスマホとか、1アカウントでできるということなので、そのようにできるようにしていきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

平田委員。

○平田委員 確認ですけれども、結局、使うものが何であっても、会議システムをアプリとして入れさえすれば、同じアカウントで見られるというだけのことなのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 パソコンの場合ですと、そのサイトにアクセスしてログインできれば見られるというような状況でございます。

○伊藤委員長 それでは、アカウントが各自に配られているアカウントで、ほかのPCなりスマホなりで見られるような形に進めていくということによろしいですね。

それは、事務局のほうでそういうようにできるように、またみんなにやり方とか教えたり。

局長、お願いいたします。

○永井議会事務局長 ほかの道具を使って見られるようにということでございますので、そういうことができるように、その対応方法といいますか、整理して御案内させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 それでは、ほかに。

柴田委員。

○柴田委員 18人になるに当たり、委員会条例とか議運のメンバーとか一応確認をして、今の状況で決まっていることが18人になるとどう変わるか。そこについては、変更を加えるのか。このままでいいのか。その辺の検討というのは、短い期間だけれども、しておかなくてはいけないことなので、それをぜひやらなくてはいけないかなと思っています。

取りあえずは、どういうところが該当するかというのをまず抽出するという作業が必

要かなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 それは、18人、減にするときの質疑応答の中で、やはり協議していかなくてはいけないのではないかという発言をしておりますので、その部分は協議したいと思いますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、その部分については、近々に出た問題ですので、次の議会運営委員会で協議するという議題に入れるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

ほかにございますでしょうか。その他。大丈夫。忘れていない。

時間も外も大分気になるような時間になってきましたので、委員の皆様からはもう大丈夫ですね。それでは、議長のほうから何かございますでしょうか。

岩田議長。

○岩田議長 先ほどの全協で、平田議員から全協で諮ってくれと言ったのは何だっけなというのを思い出しているのですけれども。議運が閉じた後に話したので、議運の正式な議題として上がっていない、いわゆる雑談じゃないけれども、そういう中であった発言だと思ったのですね。それを全協で話し合ってくれということなのだけれども、議運では、それは議題に上がっていないけれども、どういう話だったのですか。

○伊藤委員長 平田委員。もう一度。

○平田委員 私も的確に、確実に、正確に言えるかどうか分からないのですけれども。さっき一応終わったから、執行部も準備あるでしょう、議長があちらに行かれて結構ですと言って動かれた後の話だったのです。それは、議員の検討事項としてではなく、全協とかでそういうのはやりますみたいな話を全協のほうでして、希望者があればみたいなことだったのじゃないかな。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 要するに、協議会になった後で、その人たちで何か意見がないかって、そういう中で出た話なのですね。

私が手を挙げて、この間、平田委員が提案した議員研修がなくなったのだけれども、それを向こうの取手市に足を運んでもらうという形で、うちの委員会で拾えないかということが話の発端です。

○伊藤委員長 それはそれで、もう一つあったと思うのです。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 もう一つは、災害のときとか、コロナになったときに。

○伊藤委員長 委員会条例の変更の話ですね。

○斉藤委員 家にいるときでも、Z o o mで会議に参加できないかということ提案さ

れたのではないかと。

○伊藤委員長 委員会条例を変更して、委員会におけるタブレットでの参加について、それ全協で聞いてくれという話になりましたっけ。

○平田委員 まとめて全協で言ってくださいって言われたから。

○伊藤委員長 それは。

○柴田委員 それは議運ですよ。

○伊藤委員長 議運だったと思うのだけれども。

平田委員。

○平田委員 私は、それは議運のことだと思って、ここで言ったのです。議会条例は扱わないと、せっかく持っていて宝の持ち腐れでということ。それもひっくるめて全協で話してくださいと言われたから、全協でも話したんですけれども。

○伊藤委員長 全協で話してほしいのは、取手の事務局次長ですかね。来ることについては。

○平田委員 ただ、Z o o mを使えるようにする委員会条例、議会条例を一部扱うということについては、ここで取り上げますとも言われていない。

○伊藤委員長 やはり、それは議運だと思います。

○平田委員 私もそう思っています。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 発言者がよく覚えていないようなので、全協の会議録を見て、どういう発言があったか確認してから、また。いずれにしても、全協に振る前に、議運で話し合ってから、それから送っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤委員長 委員会に外部からZ o o mで参加することについては、やっているところとやっていないところ、いろいろあると思うのですけれども、どういったことをすればできるのかというのは、そんなに難しくないと思うのです。もうやっているところはいっぱいありますので。

○平田委員 コロナの対応も含めて、議会のBCPというものの条例の中に、それを加えているところはどんどんやれているのですよね。それはコロナになったことだけじゃなくて、災害のときにみんなが1カ所に集まれないとかいうことも含めてのBCPの条例の中でというのが一番多いケースかなとは思っています。そこを議運で扱ってほしいということは、以前も提案書を出したけれども、時期尚早とか言って、なくなって、そのままだこにも引っかからない形で立ち消えになっているので、今日改めて言ったということで、議運の検討事項に加えていただければありがたいと思います。

○伊藤委員長 それは思い出しました。その部分については、視察の報告の中で、ひっくるめて協議したほうがいいんじゃないかという話だったと思うのですけれども。私の記憶では。

平田委員。

○平田委員 私の記憶では、そのこととこのことは、はっきり分けて議論したほうが良いと申し上げました。視察の報告のことではないので、これは議会の条例についてのことで、よその市議会がやっているからどうのこうのじゃなくて、これは白井市議会として考えるべきこととして、別に取り扱ってほしいと申し上げました。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 基本的に本会議以外は、別にZ o o m参加全然オッケーにするべきだと私は思っているのですが、何を変えればいいのかというのは、そこをちゃんと調査してもらって、それを基に、ここをこういうふうに変えると、できるようになりますよというのを今度、今、いろいろと調べてもらわないですか。そのときにも併せて調べてもらって、検討してはどうでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 調べたものは既に出しているのです。それで、BCPを文章化して明文化して作りましょうというときに、全部切られているのです。なくなって落とされたのです。でも、ここに至っては、やはり持っていたほうが良いということで、取手市の全文を出しました。

○伊藤委員長 それ出したときに、このタブレットが導入された後、出しているのですかね。

平田委員。

○平田委員 その辺は記憶に定かではないので、確認してみます。ただし、タブレットでなくても、家からのパソコンでも携帯でも、Z o o mの参加は可能なのです。もしかしたら、タブレットはまだ入っていなかったかもしれない。確認してみます。

○伊藤委員長 それについては、きっと時期尚早だというのは、タブレット自体を使うことがままならない方もいらっしゃる時に、そういうふうな形になっていたのだと思うのです。

今に至っては、みんながサイドボックスを使ってペーパーレス的にできるようになったので、今の時期であれば、そういった協議が十分できる環境が整ったのではないかなというふうに思っておりますので、委員の皆様、御意見いかがですか。やるかやらないか。議題にのせて協議するということがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ということで、委員会におけるオンラインによる参加を今後の議運の中で協議するということが決定したいと思っております。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

議長が終わったので、今度、事務局のほうは。

○永井議会事務局長 特にございませぬ。

○伊藤委員長 ないようですので、本日の議題は終了いたしました。

議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月31日

議会運営委員長 伊藤 仁